

○越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成26年3月26日告示第5号

改正

平成28年3月31日告示第6号

平成31年2月7日告示第3号

令和元年9月13日告示第14号

令和6年4月1日告示第13号

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年条例第5号）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 施設課長は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 施設課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 施設課長は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書（第1号様式）を作成する。

(文書による注意等)

第4条 施設課長は、違反行為の内容を検討し、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年越谷・松伏水道企業団規則第4号。以下「規程」という。）

第8条の規定による指定の取消し又は第9条の規定による指定の効力の停止処分（以下「処分」という。）は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準に従い、文書による注意、警告を行うことができる。

(処分に係る意見具申)

第5条 施設課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、企業長に報告し、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

(水道技術管理者等の意見)

第6条 審査会の委員長は、必要があると判断したときは、審査会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第7条 企業長は、指定事業者が規程第8条各号のいずれかに該当し、同条の規定による指定の取消しが相当であると認めるときは、必要とあらば施設課長をして聴聞を主宰させるものとする。

2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（第2号様式）により通知する。

3 聴聞を終結したときは、施設課長は、速やかに聴聞報告書（第3号様式）聴聞に係る調書及び処分案を作成し、企業長に報告する。

4 企業長は、指定事業者が規程第8条各号のいずれかに該当する場合であって、規程第9条の規定により指定の取消しに替え、指定の効力の停止をすることが相当であると認めるときは、当該指定事業者に弁明の機会を与える。

5 弁明の機会を与える場合には、当該指定事業者に対して、弁明通知書（第4号様式）により通知する。

6 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務は、施設課長が行う。

(取消し等の通知)

第8条 企業長は、処分を決定した場合は、当該指定事業者に対し処分通知書（第5号様式）を作成し、当該処分の通知を行う。

2 企業長は、処分を行う場合は、規程第10条の規定に基づき公示を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 企業長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

第10条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、別表に定めるとおりと

する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第6号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月7日告示第3号）

この告示は、平成31年2月7日から施行する。

附 則（令和元年9月13日告示第14号）

この告示は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第13号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。